

2020年1月吉日

お取引先各位

モデン工業株式会社  
代表取締役 関 泰之



約束手形(電子記録債権を含む)の手形期間の短縮について

拝啓 貴社におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社からお取引先の皆様への取引代金のお支払いについては、個別契約に定めた支払条件により行っておりますが、今般、既に締結済みの個別契約の定めにかかわらず、約束手形(電子記録債権を含む)(以下「約束手形」という。)により取引代金をお支払いする場合の支払条件を見直し、手形期間(電子記録債権を含む)を下記のとおり短縮することといたしましたので、ご通知申し上げます。

今後とも倍旧のご高配を賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

1. 変更内容 (現行) 約束手形の手形期間【120日】  
(変更後) 約束手形の手形期間【60日】
2. 変更時期 2020年1月末締請求分(2020年2月支払い分[2月29日振出])
3. その他 今回の手形期間(電子記録債権を含む)の短縮に関して個別契約の変更を含め、貴社による手続きは不要です。

以上

※本件に関するお問い合わせは総務部(TEL043-255-1911)へお願いいたします。